

写

橋情審答申第1号
平成26年4月16日

橋本市長 平木 哲朗 様

橋本市情報公開審査会
会長 堀江 佳史

橋本市情報公開条例第15条の規定に基づく諮問についての答申

平成26年2月13日付け橋住公第198号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「平成24年10月22日に橋本市職員が異議申立人に対し提示し説明した
という、の押印のある図面」

(別紙)

答 申

1 審査会の結論

橋本市長が、別紙文書目録記載の文書（以下「本件文書」という。）を、不
存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件文書は存在するとして、前項の非公開決定の取消を求めるものであ
る。

(2) 異議申立ての理由

平成24年10月22日に、橋本市役所建設課職員2名が異議申立人の
自宅を訪問した際に本件文書を示しながら、説明を受けたのであり、その際
の会話は録音しているから、それを聞けば本件文書の存在を明らかにする
ことができる。

3 異議申立てに対する実施機関の答弁及び説明要旨

平成24年10月22日に橋本市役所建設課職員2名が異議申立人を訪問
して、図面を示して説明を行ったことはあるが、その際に示した図面は、本件
文書とは異なる。その際に示した図面は、「[]」や「[]」という
氏名が記載されておらず、同人らの印鑑も押されていないので、結局、本件文
書は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 平成24年10月22日に橋本市役所職員が異議申立人に説明を行った
際に示した図面と本件文書との同一性について

平成24年10月22日に橋本市役所建設課職員2名が異議申立人の自
宅を訪問して説明を行ったことについては、異議申立人と実施機関との間
に争いはない。

問題は、その際に示された図面が、本件文書と同一のものであるか否かで
ある。

この点につき、実施機関は、上記の説明に際して示した図面は、昭和61
年に、橋本市[]の土地に土止め工事を行った際に作成され
た「別図(A)」及び「別図(B)」と記載されている文書（以下「実施機関

主張文書」という。)であると主張するので、まずは、かかる事実が認められるかを検討する。

平成24年10月22日の説明については、異議申立人において録音がなされているところ、同録音内容によると、同日の説明に際して、橋本市建設課職員が「破線からこういうふうに切り取ってある。」と発言したことが認められる。そうすると、同日の説明に際して示された図面には、「破線」が記載されていることとなるところ、実施機関主張文書には、「造成前推定線」と記載された「破線」が認められる。

また、実施機関主張文書は、昭和60年12月2日に起案された「市単事業による排水路設置に係る土止め工事の61年度予算計上について」と題する伺い文書(以下、添付図面も含めて「昭和60年起案文書」という。)に添付されたものであるが、これらは、いずれも、同一のファイルに編綴されている。そして、これらの後方の頁には、「[REDACTED]

[REDACTED]線新設工事計画平面図(工事完了済)」と題する書面(以下「計画平面図」という。)が編綴されているところ、実施機関の説明によると、平成24年10月22日の説明に際しては、昭和60年起案文書に添付された図面を示しながら説明をしたとのことである。そして、前記録音内容によると、平成24年10月22日の説明に際しては、橋本市建設課職員が「赤い部分が10年前に」「この赤い部分が切り取られてある。」と説明をしたことが認められるところ、計画平面図にも赤く塗りつぶされた部分が存在しており、矢印を記載した上で「10年以上前に施行した切取部分」と記載されているのであるから、これは、前記録音内容に沿うものである。

そうすると、平成24年10月22日の説明に際して示された図面は、実施機関主張文書あるいは計画平面図など、昭和60年起案文書であったことが強く推認される。

(2) 異議申立人の陳述の信用性について

他方、異議申立人は、平成24年10月22日の説明に際して示された図面は、本件文書であると陳述することから、当該陳述の信用性が認められた場合には、(1)の推認に対する反対事実となり得るため、以下においては、異議申立人の陳述の信用性を検討する。

この点、異議申立人は、本件文書の内容について、「[REDACTED]」及び「[REDACTED]」という氏名が記載され、同人らの印鑑が押されているなどと具体的に述べており、全く信用性がないとまではいえない。

しかし、これらの氏名が示された図面のどこに記載されていたかについては、「覚えていない。」と述べる。本件文書を特定するにあたっては、これ

らの氏名が記載されているということにこそ特徴があるのであるが、異議申立人は、かかる重要な点について詳細な部分までは記憶していないとのことである。そうすると、異議申立人の陳述は、知覚に際して何らかの別の文書と混濁をしたり、記憶の保持に際してあやふやとなったりするなどして、記憶を正確に留められていなかったものと考えられ、その陳述をそのまま信用することはできない。

よって、異議申立人の陳述によっても、平成24年10月22日の説明に際して示された図面が実施機関主張文書あるいは計画平面図など、昭和60年起案文書であるという推認を崩すことはできない。

(3) 以上のとおり、異議申立人が平成24年10月22日の説明に際して示された文書は、実施機関主張文書あるいは計画平面図など、昭和60年起案文書であったことが認められるから、その結果、本件文書は、存在しないとの結論が帰着されることとなる。

なお、異議申立人の審査会におけるその他の主張は、いずれも、当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、橋本市長が、別紙文書目録記載の文書（以下「本件文書」という。）を、不存在を理由として非公開とした決定は、妥当であると認められる。

(別紙)

文 書 目 錄

橋本市役所建設課職員2名が、平成24年10月22日に異議申立人の自宅に持参して示した、橋本市[REDACTED]の土地の南側の擁壁の図面にして、境界線が溝の横にあることを示す「[REDACTED]」及び「[REDACTED]」という氏名が記載され、同人らの印鑑が押された文書

以 上